

令和6年度 柳川市一般廃棄物処理実施計画

市民部生活環境課

○目次

- I 令和6年度 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画
 - 1 はじめに
 - (1) ごみ処理の基本方針
 - (2) 施策の方向性
 - 2 計画区域及び計画収集人口
 - (1) 計画区域
 - (2) 計画収集人口
 - 3 市が処理する一般廃棄物（ごみ）の区分及び排出量の見込み
 - (1) 家庭ごみ
 - (2) 事業所ごみ
 - (3) 公用ごみ
 - 4 一般廃棄物（ごみ）分別収集・運搬計画
 - (1) 家庭ごみ
 - (2) 事業所ごみ
 - (3) 公用ごみ
 - (4) その他
 - 5 一般廃棄物（ごみ）中間処理計画
 - (1) 中間処理方法
 - (2) 中間処理施設
 - 6 一般廃棄物（ごみ）最終処分計画
 - (1) 最終処分方法
 - (2) 最終処分施設

- II 令和6年度 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画
 - 1 計画区域及び計画収集人口
 - (1) 計画区域
 - (2) 計画収集人口
 - 2 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の排出量の見込み
 - 3 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集・運搬計画
 - 4 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）中間処理計画
 - (1) 中間処理方法
 - (2) 中間処理施設
 - 5 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）最終処分計画
 - (1) 最終処分方法
 - (2) 最終処分施設
 - 6 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）に関する取り組み計画
 - (1) 柳川市まちづくり出前講座の実施
 - (2) 市内水路の水質検査の実施

I 令和6年度 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 はじめに

令和6年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画策定にあたって、基本方針及び施策の方向性を次のとおり定める。

(1) ごみ処理の基本方針

柳川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画「環のまち柳川プラン」～循環型のまちづくり～に基づき、次の4つの基本方針を掲げるものとする。

ア 3者協働による3Rの推進としくみづくり

循環型社会の形成を推進するために、市民、事業者、行政のそれぞれの役割と責任を明確にし、互いに連携してごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進に取り組み、そのための仕組みづくりを進める。

イ 分別収集の徹底と資源化の推進

分別収集の強化及び中間処理における資源物選別を強化することで、リサイクルの都市づくりを進める。

ウ ごみ処理体制の充実・整備

ごみの排出抑制及びリサイクルを推進し、中間処理量及び最終処分量の削減に努める。

エ 情報の発信と意識啓発活動の推進

SNSなどのツールを利用し、ごみの排出抑制やリサイクルに対する啓発を推進する。

(2) 施策の方向性

(1)の基本方針の実現に向け、令和6年度に実施する施策の方向性を次のとおり掲げる。

ア 3者協働による3Rの推進としくみづくり

①適正なごみ処理の実施

イノベーションに対応したごみ区分の再構築及びリサイクルを実施する。

②官民連携した3Rの実施

民間事業者と連携した資源物回収の実施など、よりリサイクルをしやすい環境づくりを進める。

イ 分別収集の徹底と資源化の推進

①古紙の拠点回収事業

市役所各庁舎及び民間業者が設置する古紙回収ボックスの利用を周知し、古紙の分別を促進する。

②雑がみの資源化

雑がみ回収袋を作成し、雑がみの分別の実践・資源化を促進する。

③草木の資源化

草木をバイオマス燃料として使用するため、資源化可能な民間業者と共同し、資源化を推進する。

④衣類・毛布の資源化

拠点回収事業により、衣類・毛布の資源化を促進する。

⑤事業所から排出される古紙の資源化事業

古紙回収協力店に関する周知を行い、事業所から排出される古紙及び機密書類の資源化を促進する。

⑥生ごみ減量・資源化

生ごみの減量及び資源化を促進するため、電動生ごみ処理機器及び生ごみ処理容器（コンポスト）の購入補助事業を実施する。

ウ ごみ処理体制の充実・整備

①適正なリユース・リサイクルの推進

らくらくステーション（柳川市資源物貯留施設）を中心に、資源物の適正なリユース・リサイクルを推進する。また、処理困難物とされている廃棄物の再資源化を目指した取り組みを実践する。

②埋立量の抑制

埋め立て処分をしている陶磁器・かがみ類について、リサイクル処理ができる業者と連携し、大和干拓最終処分場の埋立量を抑制する。

③大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物処理体制及び施設の整備並びに広域支援体制の構築を行う。

エ 情報の発信と意識啓発活動の推進

①柳川市まちづくり出前講座の実施

「ごみの出し方・分け方」について、出前講座による啓発を行う。

②環境教育・学習の推進

市内小中学校の児童・生徒を対象として、出前講座を行い、将来的なごみの減量に向けた環境教育・学習を実践する。

③ごみ分別アプリによる啓発

ごみ収集カレンダー、分別方法などを掲載したごみ分別アプリによる啓発を行う。

④大量排出事業所への指導

収集運搬業者と協力し、大量排出事業所に戸別訪問を行い、ごみ減量啓発を行う。

以上の視点を軸に、令和6年度一般廃棄物（ごみ）処理計画を、以下のとおり定め、市長、事業者及び市民は、本計画に従って、適正な廃棄物処理を行うものとする。

2 計画区域及び計画収集人口

(1) 計画区域

柳川市全域

(2) 計画収集人口

62,809人（令和5年3月末日現在）

3 市が処理する一般廃棄物（ごみ）の区分及び排出量の見込み

一般廃棄物（ごみ）の区分は、次のとおりとする。なお、排出にあたっては、適切に分別し、ごみの発生抑制及びリサイクルに努めるものとする。

(1) 家庭ごみ

家庭から排出されるごみは、23分別とし、その排出量は次のとおり。

区分		排出量 (t/年)	
燃やすしかな いごみ	可燃粗大ごみ以外	10,037	
	可燃粗大ごみ		
可燃性資源物	古紙	紙パック	501
		新聞紙	
		ダンボール	
		雑がみ	
		雑誌類	
	プラスチック類	533	
	ペットボトル	57	
衣類・毛布	183		
不燃性資源物	缶・金属類	缶類	37
		その他の金属	204
		不燃粗大ごみ	
		小型家電	
	びん・ガラス類	白色（透明）のびん・ガラス	146
		茶色のびん・ガラス	143
		その他の色のびん・ガラス	81
		陶磁器・かがみ類	289
		蛍光管	6
		乾電池・充電電池	14
特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）	—		
埋め立てごみ	燃えないごみ（土砂、瓦など） ※陶磁器・かがみ類を除く。	85	
処理困難物	—		

備考

柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に規定する、減免により処理す

る廃棄物は、この表の区分に従って処理するものとする。

(2) 事業所ごみ

事業所から排出されるごみは、3分別とする。

区分	排出量 (t/年)
燃やすしかなないごみ	3,245
不燃物	—
古紙	—

(3) 公用ごみ

公共施設等から発生するごみは、次に掲げる区分とする。

区分
道路・河川等清掃ごみ
不法投棄ごみ
犬、猫等動物の死体
市役所及び市の施設の業務から生じるごみ
その他市長が認めるごみ

4 一般廃棄物（ごみ）分別収集・運搬計画

(1) 家庭ごみ

ア 定期収集

区分	処理主体	収集回数	収集方法	見込量 (t/年)
燃やすしかなないごみ (可燃粗大ごみを除く。)	市(委託)	週2回	ルート収集	9,443
可燃性資源物		週1回	ルート収集	436
不燃性資源物(小型家電及 び家電4品目を除く。)		月2回	ステーション 収集	861

備考

- ①排出にあたっては、混入・混載が生じないように適切に分別するものとする。
- ②収集日の8時までに収集ルート又はステーションに持ち出すものとし、市長が定めるごみ袋又は市長が定める方法により排出し、かつ、飛散・流出しないようにしなければならない。なお、燃やすしかなないごみは1回の収集につき3袋までとする。

イ 福祉収集

定期収集において、所定の場所にごみを排出することが困難な高齢者及び障がい者であって、柳川市福祉収集事業実施要綱に基づき一定の要件を満たす者について

は、次のとおり収集を行う。

区分	処理主体	収集回数	収集方法	見込量 (t/年)
燃やすしかないごみ	市(委託)	週2回	戸別収集	4.1
可燃性資源物		月1回		0.6
不燃性資源物		2か月に1回		0.7

備考

燃やすしかないごみは1回の収集につき3袋までとする。

ウ 自己搬入

区分	搬入先	手数料等
燃やすしかないごみ	有明生活環境施設組合クリーンセンター (有明ひまわりセンター)	柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に第13条に基づく。
燃やすしかないごみ以外の資源物	柳川市資源物貯留施設 (らくらくステーション)	柳川市資源物貯留施設条例第8条に基づく。

備考

柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に基づき、天災等に伴い発生した廃棄物については、減免により手数料を減額するものとする。

エ 回収拠点での資源物収集

区分	主な回収拠点
ダンボール	市役所各庁舎に設置する古紙回収ボックス及び古紙回収協力店
新聞紙	
紙パック	
雑誌	
雑がみ	
衣類・毛布	市役所各庁舎及び(有)柳川商事に設置する回収ボックス
小型家電	市役所各庁舎及び各コミュニティ施設等に設置する小型家電回収ボックス又はリネットジャパンリサイクル(株)による回収

オ その他

区分	出し方
特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)	リサイクル券購入のうえ指定引取場所に持ち込み若しくは市による収集(別途手数料発生)、許可業者による収集、メーカー回収又はリネットジャパンリサイクル(株)による回収
パソコン	メーカー回収又はリネットジャパンリサイクル(株)による回収

(2) 事業所ごみ

ア 収集

区分	処理主体	収集回数	収集方法
燃やすしかな いごみ	市（委託）の定期収 集又は許可業者	市（委託）の定 期収集による 場合は、週2回	市（委託）又は許可業者 による戸別収集
不燃性資源物	許可業者	—	許可業者による戸別収 集
古紙	許可業者又は古紙 回収協力店	—	許可業者による戸別収 集又は古紙回収協力店 が指定する方法

備考

①燃やすしかないごみについて、市（委託）の定期収集による場合は、1回の収集につき3袋まで排出することができる。

②許可業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。

イ 自己搬入

区分	搬入先	手数料等
燃やすしかな いごみ	有明生活環境施設組合ク リーンセンター (有明ひまわりセンター)	柳川市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例に第13条 に基づく。

(3) 公用ごみ

公用ごみの収集運搬は、市（委託）及び排出者自身が行うものとし、収集したごみは、その性質ごと（燃やすしかないごみ、可燃性資源物、不燃性資源物）に分別しなければならない。

(4) その他

ア 定期収集の収集ルート

燃やすしかないごみ及び可燃性資源物の収集は、既存の収集ルート上に排出されたごみを回収する「ルート収集」の方法により行い、原則、新規ルートの設定は行わない。ただし、新規集合住宅造成などの際に、事前に市と協議のうえ、ごみステーションを整備する場合には、この限りでない。

イ 一時多量一般廃棄物

引っ越しや片付け、大掃除等により一時的に多量に排出された燃やすしかないごみで、定期収集や定期契約に依らないごみの処理は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（別紙資料）に委託することができる。

5 一般廃棄物（ごみ）中間処理計画

(1) 中間処理方法

収集した一般廃棄物（ごみ）の中間処理は、次のとおり行う。

区分	中間処理			
	処理主体	処理方法	処理量 (t/年)	
燃やすしかないごみ	有明生活環境施設組合	焼却	13,487	
プラスチック類	市又は市（委託）	選別、圧縮、 梱包、R P F、油化	533	
ペットボトル				選別、圧縮、 梱包
古紙		選別	501	
衣類・毛布				183
缶類				
その他の金属		204		
不燃粗大ごみ			146	
白色（透明）のびん・ガラス				143
茶色のびん・ガラス		81		
その他の色のびん・ガラス			6	
蛍光管				14
乾電池・充電電池				

(2) 中間処理施設

ア 可燃ごみ

施設名	有明生活環境施設組合クリーンセンター
所在地	柳川市橋本町631番地7
処理能力	92t/24h（46t/24h×2基）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉

イ 資源物

施設名	柳川市資源物貯留施設
所在地	柳川市橋本町18番地13
処理方式	選別

6 一般廃棄物（ごみ）最終処分計画

(1) 最終処分方法

収集又は中間処理をした一般廃棄物の最終処分は、次のとおり行う。

種別	最終処分		
	処理主体	処理方法	処理量（t／年）
焼却灰（主灰）	有明生活環境施設組合	資源化	1,173
焼却灰（飛灰）		埋め立て	411
木くず	市（委託）	資源化	377
金属・プラスチック残渣		埋め立て	216
陶磁器・かがみ類、埋立ごみ	市	埋め立て	374

(2) 最終処分施設

施設名	大和干拓最終処分場
所在地	柳川市大和町大坪 338 番地 1 外
処理方式	埋め立て

Ⅱ 令和6年度 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

1 計画区域及び計画収集人口

(1) 計画区域

柳川市全域

(2) 計画収集人口

53,689人（令和5年3月末日現在）

2 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の排出量の見込み

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の排出量は次のとおり。

種類	排出量（k l／年）
し尿	15,539
浄化槽汚泥	34,014

3 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集・運搬計画

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集・運搬計画は次のとおり。

種類	収集・運搬	収集回数	収集方式
し尿	許可業者	おおむね月1回	戸別収集方式
浄化槽汚泥	許可業者	年1回以上	戸別収集方式

4 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）中間処理計画

(1) 中間処理方法

収集した一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の中間処理は、次のとおり行う。

種類	中間処理		
	処理主体	処理方法	処理量（k l）
し尿	大川柳川衛生組	高負荷脱窒素処理方式	15,539
浄化槽汚泥	合	高負荷脱窒素処理方式	34,014

(2) 中間処理施設

設置主体	大川柳川衛生組合
------	----------

施設名	筑水園
所在地	大川市大字紅粉屋1201番地2
処理能力	195 k l / 日 (24時間)
処理方式	高負荷脱窒素処理方式

5 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）最終処分計画

(1) 最終処分方法

中間処理をした一般廃棄物の最終処分は、次のとおり行う。

種類	最終処分	
	処理主体	処理方法
発生汚泥	大川柳川衛生組合	資源化
焼却灰		資源化

(2) 最終処分施設

設置主体	大川柳川衛生組合
施設名	筑水園
所在地	大川市大字紅粉屋1201番地2
処分方法	し尿汚泥肥料「育つくん」として搬出

6 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）に関する取り組み計画

(1) 合併処理浄化槽への転換の啓発

生活排水による公共用水域の汚濁防止のため、市報やホームページにより合併処理浄化槽への転換の啓発を行う。

(2) 市内水路の水質検査の実施

公共用水域の水質保全を目的に、毎年、水質検査を行い、市内水路の状況把握を行う。